

意見陳述書

福岡県 控訴人 大分哲照
(仏教徒 遺族)

1948（昭和23）年9月20日生まれ

略 歴

1967（昭和42）年 3月 福岡県立嘉穂高等学校卒業
1971（昭和45）年 3月 龍谷大学文学部仏教学科卒業
1971（昭和45）年10月 浄土真宗本願寺派において得度
1975（昭和50）年 4月 浄土真宗本願寺派宗教法人明圓寺に就職
1994（平成 6）年10月 同上明圓寺住職を継職、現在に至る

私は、浄土真宗本願寺派の僧侶としてまた明圓寺住職として、深く仏教に帰依し、宗祖親鸞が明らかにされた本願念仏の教えをよりどころとして生きてきました。その僧侶の本分として浄土真宗の教えを布教伝道する職にあります。

また、私は、遺族の一人でもあります。祖父大分静運の兄、大分等が日清戦争に軍属（通弁）として従軍し、戦死しております。現在も「大分等命」として靖国神社に合祀されております。

父、大分勇哲（2005年死去）は、再三再四靖国神社に赴きその合祀取り消しを願い出ておりますが、未だに実現していません。靖国神社にも祀る自由があるということですが、とても承服できません。一体、このような遺族の意思を無視した合祀ができるものでしょうか。仏教徒であった大祖父が、仏教とは全く違う宗教である靖国神社に神として合祀されていることに、遺族の一人として不快感を抱き精神的苦痛を感じています。

日本国憲法では、思想・良心の自由、信教の自由等が保障され、基本的人権の尊重が謳われています。そのような中で、遺族の意思も聞かずに、自らが信仰する宗教ではない靖国神社に神として祀られるということが許されるのでしょうか。

私は戦後の生まれですが、日本と世界の歴史を学び、所属する宗門の歩みを振り返る時、国家の行う戦争を聖戦として追従し、加担していった歴史を反省せずにはおれません。それ故、憲法20条に違反し、一宗教法人靖国神社を唯一の戦没者追悼の場として認めることとなる首相の靖国神社参拝を見過ごすことはできません。

このような理由から、私は、1985年8月15日の中曽根康弘首相の公式参拝に対する違憲訴訟、2001年8月13日の小泉純一郎首相の靖国神社参拝に対する違憲訴訟、そして本件2013年12月26日の安倍晋三首相の靖国神社参拝に対する違憲訴訟の全てに、原告として参加しました。

これらの訴訟で、1992（平成4）年2月28日、福岡高等裁判所は、「継続なら違憲の疑い」と判断しています。

また、当大阪高等裁判所においても1992（平成4）年7月30日、法二〇条三項、八九条に違反する疑いがあるというべきである。と明確に判断しています。

さらに、1997年4月2日、最高裁判所大法廷は、被告・愛媛県知事の靖国神社例大祭等への公金支出が憲法違反であることを認めました。県に対してもこの判決です。同じ行為を国がした場合、その影響は比べ物にならないくらい大きいと言わざるを得ません。

公金支出だけではなく、内閣総理大臣が靖国神社に宗教行為として参拝することにより、靖国神社を特別に支援するという印象は、非常に強くなると見るべきです。

そして、2004（平成16）年4月7日、小泉首相靖国参拝違憲九州・山口訴訟の福岡地方裁判所判決においては、「本件参拝直後の終戦記念日には、前年の二倍以上の参拝者が靖国神社に参拝し、閉門時間が一時間延長されたことなどからすれば、本件参拝によって神道の教義を広める宗教施設である靖国神社を援助、助長、促進するような効果をもたらしたというべきである。」とし、小泉純一郎首相の靖国神社参拝は、「憲法二十条三項によって禁止されている宗教的活動に当たると認めるのが相当である。したがって、本件参拝は憲法二十条三項に反するものというべきである」と違憲判断を出しています。

さらに、「裁判所が違憲性についての判断を回避すれば、今後も同様の行為が繰り返される可能性が高いというべきであり、当裁判所は、本件参拝の違憲性を判断することを自らの責務と考え、前記のとおり判示するものである」と結んでいます。

この判決でも、主文は「原告らの請求をいずれも棄却する。」ですから、損害賠償等の請求は認められませんでした。その点から見ると、今も私が抱えている精神的苦痛、そして祭祀に関する自己決定権は侵害されたままです。

しかし、裁判所は、小泉純一郎首相の靖国神社参拝の「違憲性を判断することを自らの責務」と考えて判示したという、その一点に私は大きな光を見出し、今後、首相の靖国神社参拝はできないだろうと大きな期待をしました。また、「司法の独立」をまもり、「司法の責務」を貫いた判決だと思いました。

ですから、今後この判決を覆すような首相、内閣総理大臣は現れないであろうと期待いたしました。そうであれば、私自身も違憲訴訟の原告になる事はないであろうし、子や孫にもこのような苦痛が及ぶことはないであろうと、大きな期待がありました。

原告団は控訴することも考えましたが、これ以後、首相の参拝はできないだろうと大きな期待を持ち、断腸の思いで控訴を断念したのです。

ところが、本件内閣総理大臣安倍晋三の靖国神社参拝によって、その期待権は不当にも侵害されたのです。何よりも憲法99条に謳われた憲法尊重擁護義務のある内閣総理大臣が、政教分離規定を蔑ろにして参拝したのです。

第二次安倍内閣はその当初から、戦争ができる国家へと舵を切っています。2013年12月の秘密保護強行採決、靖国神社参拝、2014年7月1日の集団的自衛権の行使を可能にする閣議決定、2015年4月の日米安保ガイドラインの改訂、9月19日の安全保障法制＝戦争法の強行採決等、国民の平和的生存権を脅かす動きを強めています。

内閣総理大臣安倍晋三の靖国神社参拝は、その一環として大きな位置を占めているように私は感じます。

裁判官の皆様をお願いいたします。原判決は、訴えの全てを棄却しましたが、もう一度慎重に訴えを聞いてください。最高裁平成18年判決の、「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活等に対して、圧迫、干渉を加えるような性質のものではない・・・このことは、内閣総理大臣の地位にある者が靖国神社を参拝した場合においても異なるものではない」という判断は、内閣総理大臣の職務にあるものを人一般にすり替えた判断であり、承服し難い論理です。私たちは、「私人としてひっそりと参拝する場合」を問うているわけではありません。憲法99条に規定された「憲法尊重擁護」の義務を負う内閣総理大臣の靖国参拝を問うているのです。

再度お願いいたします。先輩の裁判官の皆様方が出してこられた違憲判決をどうぞ尊重してください。あなた方の判断は、この国の未来を決定します。靖国神社が再び戦争遂行の精神的支柱とならないように。立憲主義を自ら否定するような安倍内閣総理大臣が、再び靖国神社に参拝することがないように、また靖国神社がそれを受け入れないように、厳しい判断を下してください。

後世に禍根を残すことなく、また恥じることのない判断を再度お願いして私の意見陳述といたします。

2016年 9月15日

意見陳述

控訴人

【国際情勢の緊張】

安倍首相の靖国神社への参拝は、私のような戦後生まれの若者にも大きな恐怖感を与えるものであります。日本の東アジア諸国への植民地責任や戦争責任の問題は、いまだ全て解決されたとは言えない現状です。その問題の禍根ともなっている靖国神社への参拝はかねてより、東アジア諸国などから批判されていました。そのような問題を抱えているにも拘らず、他国の反感を買ってまで参拝を行なった安倍首相の態度は、韓国や中国との関係悪化へ繋がったことは明白な事実です。安倍首相の参拝については、今まで口を出すことのなかったアメリカですらも異を唱えたことはまだ記憶に新しいことです。このような状況を見れば、靖国神社への参拝をめぐる問題は日本国内の問題にとどまらず、東アジア諸国やアメリカをも含む世界的な政治問題として認識されなければなりません。安倍首相の参拝は明らかに政治主導者として軽率なものであり、「日本国民」を含む「この国」の状況を悪化させるものでありました。「積極的平和」と言いながらも参拝を強行した安倍首相の行為は明らかに矛盾した行為であると私は感じ、その軽率さに自らの生活をも脅かされるのではないかと恐怖を覚えています。

【国内の世論の右傾化】

安倍政権が樹立して以降、防衛費の拡大、武器輸出、九条をはじめとする改憲の動きなどが起こり、それ以前に比べて日本全体を包む空気が「右傾化」してきていると感じます。まがりなりにも「戦争ができない国」として戦後 70 年近く「平和」な状態であった日本が「戦争ができる国」へと歩みを進めようとしたのです。そして今、その一步を歩み出した安倍政権のもとで私は、いずれ自分や子供たちの世代が戦争へ参加せねばならないのではないかという危機意識を強く持っています。そして、そうした危機意識をさらに強めたのが、靖国神社への参拝だったのです。

また、私たち若い世代の原告は「匿名」による訴訟を希望しています。現在の裁判の手続き上、完全に「匿名」で行なうことは難しいということは承知しています。それでも「匿名」を希望するのには、安部首相の参拝によってさらに「右傾化」してきた世論への恐怖があるからです。ヘイトスピーチやネット上における個人への攻撃は、私と同じように参拝によって恐怖を覚えた若者たちの声を奪いました。恐怖や侵害の事実を訴えるという「国民」として当然に付与されている権利がバッシングの対象として曝されるという問題があるのです。

裁判所には、この問題が安倍首相の靖国参拝そのものによってさらに悪化しているということを認識して頂きたい。私たち原告は大阪地裁での裁判において、補助参加人から裁判所内でヘイトスピーチを受けました。裁判所内ですらもそのようなことが行なわれたのは、安部首相の参拝行為が彼らを勇気づけ、極端な右傾化へと向かわせたことの証左です。原告が攻撃され、傷つけられる事態は、安部首相の公式参拝によってさらに露骨になっているのです。

以上で述べたように、安倍首相の靖国神社参拝によって平和的な生活を脅かされているという恐怖、そしてそれによる被害を口に出す事すら憚られる恐怖などが蔓延する現状を、私は「平和」な状態とは思えません。私の「平和的生存権」の確保と、そして恐怖からの自由を切に訴えます。

【大阪地裁の判決への怒り】

大阪地裁でくださった「裁判所の判断は、その後の社会・経済情勢の変動や国民の権利意識の変動等によって変わることもあり得る」から「期待権が法的に保護される利益ではない」という判決には、

被告である国や安倍首相に対するもの以上の失望と怒りを覚えました。私が幼いころより学んだ「三権分立」としての裁判所の役割は、単なる空想上の話だったのでしょうか。「社会・経済情勢の変動や国民の権利意識の変動等」によって裁判所の判断が変わるということは、裁判官としての役割を放棄していると言って過言ではないでしょう。どうか、裁判官の皆様には今一度、我々原告の意見を吟味し、ご考慮いただくようお願い致します。

2016年 9月15日